

業 務 委 託 仕 様 書

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という）が管理する北広島町内の浄水場及び場内外の取水施設・ポンプ所・配水池（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、業務委託契約書（以下「契約書」という）における北広島町水道事業総合管理業務（以下「業務」という）に係る仕様を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 甲は、業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、受託者（以下「乙」という）は、業務の実施にあたって、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業実施におけるリスク分担)

- 第3条 事業における水道事業管理者としての責任は甲にあるものとし、本業務の履行上の責任は原則として乙が負うものとする。ただし、甲が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。
- 2 業務履行における乙の責任範囲は民法の定める範囲とする。ただし水道法第24条3の規定による第3者委託の責任範囲は、水道法第19条2による水道技術管理者の業務の内、委託を受けた業務の範囲とし別紙-1「リスク分担表」で定める。
 - 3 リスクの分散を図るため、甲及び乙は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

(業務の履行)

- 第4条 乙は、甲が事業を円滑に運営できるよう、本仕様書及びその他関係書類に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、地域住民及び業務協力事業者等と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。
 - 3 乙は、豪雨、台風、地震、渇水、寒波その他の天災及び浄水場等の機能に重大

な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

- 4 乙は、甲が定めた条件を満たす限り、人員構成、使用する機材、薬品、補修で使用する部品等について、自らの裁量に基づき決定することができる。
- 5 乙は、労働安全衛生法等の関係法令の定めるところにより、常に労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に連絡すること。
- 6 乙は、甲が無償で乙に貸与する必要な施設、機材、その他乙が合理的に要求するもの（以下「貸与品等」という）の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、貸与品等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 7 乙は、地域産業の振興と、地元雇用の促進に配慮すること。
- 8 乙は、業務の履行に当たり、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例、北広島町条例、広島県条例、水道法、個人情報保護に関する法律、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法その他関係法令を遵守しなければならない。

（業務従事者の届け出）

- 第5条 乙は、契約締結後、速やかに本業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）の氏名、年齢、履歴、職種、職務分担等を記載した従事者選任届を甲に提出し、承認を受けなければならない。また、業務従事者の異動及び職務分担の変更についても同様とする。
- 2 甲は、乙の業務従事者について、業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、甲及び乙が協議の上、当該従事者を変更することができる。この場合において乙は速やかに後任者を選任し、甲の承認を受けなければならない。

（受託水道業務技術管理者）

- 第6条 乙は、甲から業務を受託するにあたり、水道法第24条の3第3項の規定により、受託水道業務技術管理者を1名置くものとする。
- 2 乙は、受託水道業務技術管理者を定めたときは、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。変更した場合も同様とする。
 - 3 受託水道業務技術管理者は、総括責任者を指揮し、業務の履行を管理する。

（総括責任者）

- 第7条 乙は、業務の履行に関し、その業務を行う現場の責任者として総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- ① 現場の最高責任者として、従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること
- ② 契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、監督員と密接な連絡をとり、業務を適正かつ円滑に履行すること
- ③ 設備及び管理状況を常に的確に把握し対処すること

(水道施設管理技士)

第8条 乙は、業務の履行に関し、その業務を円滑に運営するため甲から選任を求められた場合、水道施設管理技士を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。水道施設管理技士を変更したときも同様とする。

2 水道施設管理技士の職務は、次のとおりとする。

- ① 浄水施設及び管路施設の責任者として、従事者の指揮、監督を行うとともに、知識や技能の向上に努めること
- ② 契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、総括責任者と密接な連絡をとり、業務を適正かつ円滑に履行すること
- ③ 浄水施設及び管路施設の状況を常に的確に把握し対処すること

(監督員)

第9条 甲は、業務を監督するとともに、乙との連絡・交渉にあたるため、監督員を置くものとする。

2 甲は前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。

- ① 本契約の内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する回答
- ② 業務の履行に関する乙又は乙の総括責任者との協議
- ③ 乙の総括責任者及び従事者が不適と見なす場合の交替要求

4 前項の規定により、監督員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。

5 本契約に定める書面の提出及び受領は、監督員により行われるものとする。

(従事者の服装等)

第10条 乙は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(健康管理)

第11条 乙は、すべての業務従事者に対し、水道法施行規則第15条に定める健康診断を行い、その記録を甲が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(教育及び訓練)

第12条 乙は、業務従事者に対して、業務に関する必要な知識及び技能を教育及び訓練しなければならない。

- 2 乙は、業務従事者に対して、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(整理整頓等)

第13条 乙は、浄水場や施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(火災の防止)

第14条 乙は、浄水場や施設建物及びその周辺において火災を未然に防止するため、火気取扱い責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(業務記録等の整備)

第15条 乙は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、甲が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

第2章 業務範囲と業務内容

(委託業務期間)

第16条 甲が乙へ業務を委託する期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、契約発効日から令和6年3月31日までは業務習熟期間とする。

(業務の範囲)

第17条 業務の範囲は、別紙－2に定める。

- 2 第三者委託の業務の範囲は、別紙－3「役割分担表」に定める。

(施設運転概要)

第18条 対象施設は別紙－4「業務対象施設」に示す施設とし、施設の運転能力に関する契約基準値等は、次のとおりとする。

- ① 施設能力は、前年度運転実績（取水量、配水量など）及び水道業務指標を

契約基準値とする

- ② ユーティリティの年間使用量は前年度運転実績（ユーティリティ等使用量など）を契約基準値とする

（サービス水準）

第19条 乙が行う施設の運転において、日常監視項目の保証水質は表－１とし、水質管理目標値は表－２、配水池管理目標値は表－３のとおりとする。

保証水質（表－１）

	項 目	水 質（採水箇所）	
		浄水施設出口	末端給水栓
1	p H	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
2	味	異常でないこと	異常でないこと
3	臭気	異常でないこと	異常でないこと
4	残留塩素濃度	0.8mg/L 程度	0.1 mg/L 以上
5	色度	5 度以下	5 度以下
6	濁度	2 度以下	2 度以下

水質管理目標値（表－２）

	項 目	水 質（採水箇所）	
		浄水施設出口	末端給水栓
1	p H	6.0以上8.0以下	6.0以上8.0以下
2	味	異常でないこと	異常でないこと
3	臭気	異常でないこと	異常でないこと
4	残留塩素濃度	0.8mg/L 程度	0.1mg/L 以上
5	色度	2 度以下	2 度以下
6	濁度	0.1度以下	0.1度以下

配水池管理目標値（表－３）

	対象施設	水槽水位
1	八幡配水池	1.76～2.13m
2	雄鹿原浄水池	1.73～1.94m
3	雄鹿原第二配水池	1.41～1.43m
4	雲月浄水池	3.04～3.47m
5	雲月調整池	2.88～3.00m
6	土橋配水池	2.91～3.47m

7	細見配水池	1.32～1.85m
8	細見第二配水池	2.84～2.95m
9	細見第三配水池	1.59～1.67m
10	美和西浄水池	2.66～3.15m
11	美和中央浄水池	1.96～2.14m
12	美和中央第二配水池	1.92～2.14m
13	美和東浄水場	1.85～2.17m
14	美和東第二配水池	1.41～1.88m
15	才乙浄水池	2.00～2.31m
16	大朝第1配水池	3.50～4.00m
17	大朝第2配水池	3.50～4.00m
18	新庄配水池	3.50～4.00m
19	工業団地配水池	3.50～4.00m
20	千代田第1配水池	3.00～4.00m
21	千代田第2配水池	3.00～4.00m
22	千代田第3配水池	7.50～8.00m
23	新氏神配水池	6.50～7.00m
24	新郷配水池	3.70～4.20m
25	新都配水池	4.00～4.50m
26	本地配水池	2.60～2.90m
27	庄原配水池	2.60～2.90m
28	移木配水池	2.60～2.90m

(協働の措置)

第20条 乙は、仕様書に定めるサービス水準を満たさないとき、又は、その恐れがあるとき（以下「水量異常」という）、直ちにその旨を甲に報告し、甲及び乙は、その対応を協議しなければならない。

- 2 前項の規定による第三者への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力をもって、甲に協力する義務を負う。

(業務の内容)

第21条 業務の内容については次の各号のとおりとする。

(1) 水質管理業務

- 1) 各浄水場の運転管理上必要な水処理状況の確認（原水、浄水等についての色、濁り、残留塩素等の確認）
- 2) 毎日1回以上、指定された末端給水栓に対する「味、臭気、色度、濁度

及び残留塩素濃度」の検査（水道法第20条及び水道法施行規則第15条）

- ① 採水地点は業務履行計画書による
- ② 指定場所での採水が困難な場合は隣接した場所とする
- 3) 水質管理に関する記録・報告・資料の整理
- 4) 水質計器の点検・整備
- 5) 水質異常時の報告・緊急対応
- 6) 水質検査計画の策定において、乙は甲の相談に応じる
- (2) 浄水施設管理業務
 - 1) 日常点検業務
 - ① 水量及び水質維持のための運転制御
各浄水場における配水水量等の盤面数値の確認及び記録
 - ② 浄水処理に必要な巡視及び点検
各浄水場の緩速ろ過地の水位、ろ過速度の確認及び緩速ろ過地の砂掻き取り準備（砂掻き取り必要の有無の確認、準備）
 - ③ 各施設等の運転状況の点検
各ポンプ所及び配水池における運転号機、電流値、配水池水位、配水流量の盤面数値の確認及び記録
 - ④ 水質計器の点検校正
 - ⑤ 薬品の補給
 - ⑥ 消耗品の取替え
 - ⑦ 薬品及び消耗品の在庫管理
 - 2) 運転監視業務
 - ① 総合監視システム等による浄水場等の運転状況監視（24時間連続）
 - ② 連続監視において異常が確認された場合は、別に定める緊急連絡体制表に従い警報を通知する
 - 3) 維持管理業務
 - ① 施設・機器・装置の日常点検及び日常点検で異常又はその兆候を確認した施設・機器・装置の内、特殊技術又は特殊工具を必要としない、施設・機器・装置に対して行う簡易な修理修復及び調整
 - ② 簡易な小塗装
 - ③ ろ過池ろ材の洗浄及び砂掻き取り
 - ④ 施設・機器・装置等の機能診断
 - 4) 環境整備業務
 - ① 浄水場等の敷地内及びメンテナンスロードの清掃
 - ② 浄水場等の敷地内及びメンテナンスロードの除草
 - ③ 浄水場等の敷地内及びメンテナンスロードの除雪
- (3) 管路施設管理業務

- 1) 巡視点検業務
 - ① 路線の巡視及び点検
 - ② 橋梁添架管及びこれに付帯する空気弁の巡視及び点検
 - ③ 橋梁添架部の凍結防止対策及び対策に伴う点検
 - ④ 水質維持のためのバルブ操作及び水質検査
- 2) 定期点検業務
 - ① 減圧弁の点検及び整備
 - ② 地下式空気弁・消火栓・主要仕切弁及び排泥弁の点検
- (4) 検針及びメーター管理業務
 - 1) 検針業務
 - ① 検針開始ハンディーターミナル受取
 - ② 検針業務
 - ③ 検針終了ハンディーターミナル引渡し
 - ④ 異常水量対象者への漏水等の連絡及び確認
 - 2) メーター管理業務
 - ① 水道メーターの交換業務
 - ② 水道メーターの開閉栓
 - ③ 水道メーターの在庫調査及び管理
- (5) 異常時対応業務
 - ① 各施設の異常警報等への対応（急速ろ過装置は除く）
 - ・ 故障及び部品の破損等の原因調査
 - ・ 破損部品の交換
 - ② 電気計装設備の異常（落雷等）への対応
 - ・ 故障及び部品の破損等の原因調査
 - ・ 破損部品の交換
 - ③ 管路施設等の異常への対応
 - ・ 水圧異常
 - ・ 漏水
 - ・ 浄水池及び配水池の異常な水位低下
 - ・ 故障及び部品の破損等の原因調査
 - ・ 破損部品の交換
 - ④ サービス水準を満たさない事態への協働の措置
 - ⑤ 業務従事者の事故への臨機の措置
 - ⑥ 業務の履行に著しく支障をきたす事態への臨機の措置
- (6) その他
 - ① 浄水場等の維持・整備工事等に伴う運転管理
 - ② 夜間・土日祝日における、配水管漏水の通報及び災害緊急通報時の監

督員への連絡

③ 上記(1)～(6)業務の記録及び報告書作成

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第22条 乙は、業務の履行にあたり、以下の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
 - ① 着手届
 - ② 業務履行計画書
 - ③ 業務従事者選任届
 - ④ 受託水道技術管理者選任届
 - ⑤ 総括責任者選任届
 - ⑥ 借用書
- 3 実施した月の翌月10日までに、業務報告書を提出しなければならない。
- 4 翌年度4月10日までに、年間業務報告書を提出しなければならない。

(業務履行計画書)

第23条 乙は、本契約締結後速やかに業務履行計画書を作成し、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項に基づく計画書が不適當であると認める場合は、甲は乙に対し、その変更若しくは修正させ再提出を求めることができる。
- 3 業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。
 - ① 業務方針に関すること
水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及び委託業務に対する考え方を記載すること
 - ② 業務組織に関すること
運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、組織・業務分担・緊急時その他の組織などの体制を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること
 - ③ 業務工程に関すること
安全で安定的に水道水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう年間業務工程表に記載すること
 - ④ 業務方法に関すること
浄水場等の管理運営業務を安定的に履行していくための運転指標や各設

備の運転方法及び要点、巡回点検、日常点検、定期点検の内容・点検頻度・点検容量、環境整備の内容要領、監視項目リスト、その他必要な事項について具体的に記載すること

⑤ 安全衛生に関すること

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理方針、安全衛生管理計画、教育・訓練、安全衛生管理組織について具体的に記載すること

(借用書)

第24条 貸与品等の借用書には、次の事項について記載しなければならない。

- ① 品名
- ② 数量
- ③ 保管場所
- ④ 貸与期間

(業務報告書)

第25条 業務報告書には、次の事項について記載しなければならない。

- ① 完了所見
- ② 月間運転管理データ
- ③ 毎日水質検査データ
- ④ 月間検針及びメーター管理業務結果
- ⑤ 月間業務実績報告書
- ⑥ 物品管理報告書

(年間業務報告書)

第26条 年間業務完了報告書は以下について報告すること。

- ① 完了所見
- ② 年間運転管理データ
- ③ 毎日水質検査データ
- ④ 年間検針及びメーター管理業務結果
- ⑤ 年間業務実績報告書
- ⑥ 物品管理報告書

(業務日報)

第27条 浄水場等の維持管理にあたっての業務日報を作成し、整理すること。

(設備管理)

第28条 設備管理は、計画的な改築、修繕が実施できるよう機器仕様、故障、工事暦等について記載したものを作成すること。

第4章 その他

(施設等の使用)

第29条 甲は、乙が業務を履行するにあたり、事務所として北広島町川小田10075-45の建物の一部を確保するものとする。ただし、業務履行期間中に当事務所が使用できなくなった場合、甲及び乙で協議し別途定めることとする。

(貸与品等)

第30条 乙は、貸与品等の引渡を受けたときは、速やかに甲に借用書を提出しなければならない。

- 2 甲が乙に貸与する貸与品等について、甲は、乙に所有権を与えるものではない。
- 3 乙は、貸与品等の善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還しなければならない。

(貸与品等の更新)

第31条 貸与品等が修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は貸与品等の修繕により貸与品等の機能を維持しようとするのが著しく非合理であると認められるときは、乙は、甲に対しその旨を報告し、貸与品等の更新を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときは、甲は、速やかに貸与品等の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務履行上及び安全管理上の要請を十分配慮しなければならない。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、甲が必要な貸与品等の更新を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲は、その損害を賠償する責めを負う。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲は、その程度に応じて、乙に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を乙に求償することができる。

(貸与品等の改良等)

第32条 業務を効果的に履行するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、貸与品等の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 業務を効果的に履行するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、業務履行場所に必要な設備の設置やシステムを導入することができる。
- 3 前項の設備の設置やシステムを導入する場合、乙は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、貸与品等に変更を加えることができる。この場合において、乙は、当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

(委託料の支払)

第33条 甲は、委託料を履行期間60ヶ月で均等に除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に調整し支払うものとする。

- 2 乙は第21条第3項の業務の報告につき、実施状況の確認を受けたときには、委託料の支払を請求することができる。

(経費の負担)

第34条 甲が負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 浄水場の運転に必要な薬品費、電力費、燃料費及び調達、管理に係る経費

(2) 安全対策機器類

投光器、コードリール

(3) 測定機器類

p H計、残留塩素計、毎日検査用測定器具

(4) 環境整備品

(5) 工具・消耗品類

特殊工具、潤滑油脂類、消耗品類

(6) 水道管理情報システム

閲覧場所は役場本庁上下水道課又は各支所窓口とする

- 2 乙が業務履行上で負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、タブレット、プリンター、コピー機等の事務備品

(2) 報告記録用紙等各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品

(3) ポット、食器棚、茶器、台所用品等の消耗品

(4) 各種作業服、雨合羽、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡等の安全保護具・機器、衛生備品（石鹼、救急用薬品）

(5) 設備点検・小修理に係る点検工具、懐中電灯等の工具・機器

(6) 点検・巡回用車両及び車両維持にかかわる費用

(7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品

(8) 事務所の維持にかかわる費用

(9) 各種保険の加入に係る経費

(長期継続契約)

第35条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であり、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る広島県水道広域連合企業団の歳出予算が減額又は削除された場合は、甲は本件契約を変更し、又は解除できるものとする。なお乙は、甲が本件契約に係る歳出予算の減額又は削除があったことにより、本件契約を解除した場合において損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(疑義)

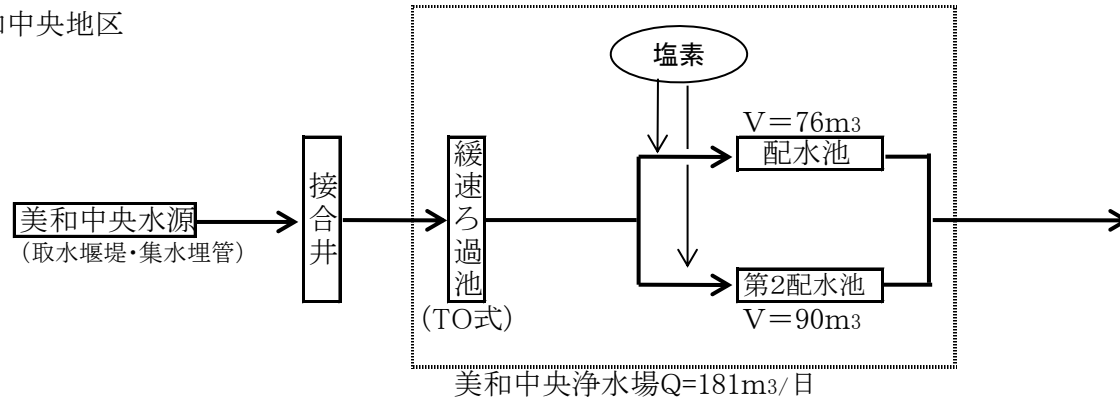
第36条 本仕様書に疑義を生じた場合又は、仕様書に記載なき事項については、甲と乙の両者が合意した場合にのみ、仕様書に追記する。

(以 上)

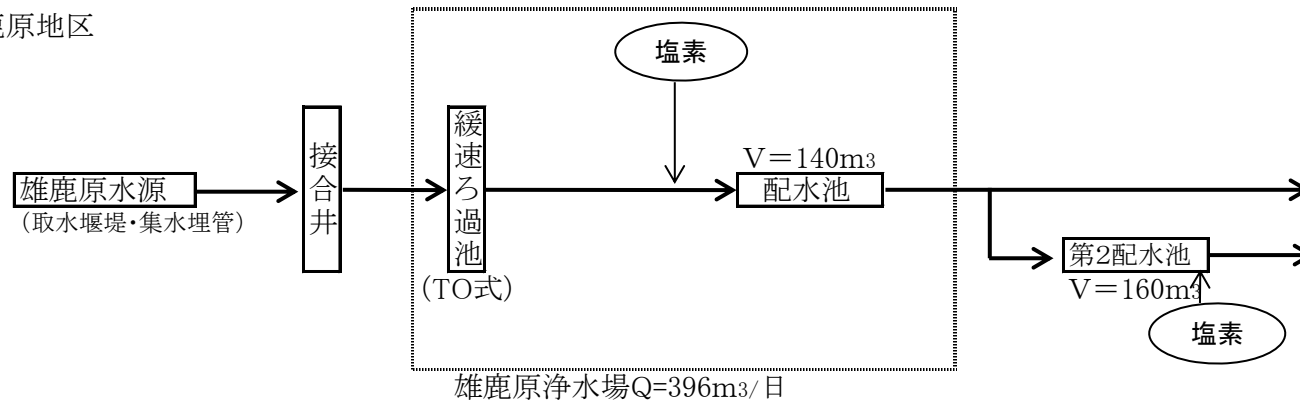
別紙ー 1 リスク分担表

		施設の範囲					
		取水 施設	導水 施設	浄水 施設	送水 施設	配水 施設	給水 施設
水道技術 管理者の 業務（法 第19条第 2項）	1 第5条(施設基準適合検査)						
	2 第13条第1項(給水開始前水 質・施設検査)	○	○	○	○	○	
	3 第16条(給水装置の構造及び 材質基準適合検査)						
	4 第20条第1項(水質検査)						
	5 第21条第1項(健康診断)	○	○	○	○	○	
	6 第22条(衛生上の措置)	○	○	○	○	○	
	7 第23条第1項(給水の緊急停 止)	○	○	○	○	○	
	8 第37条前段(給水停止命令)	○	○	○	○	○	

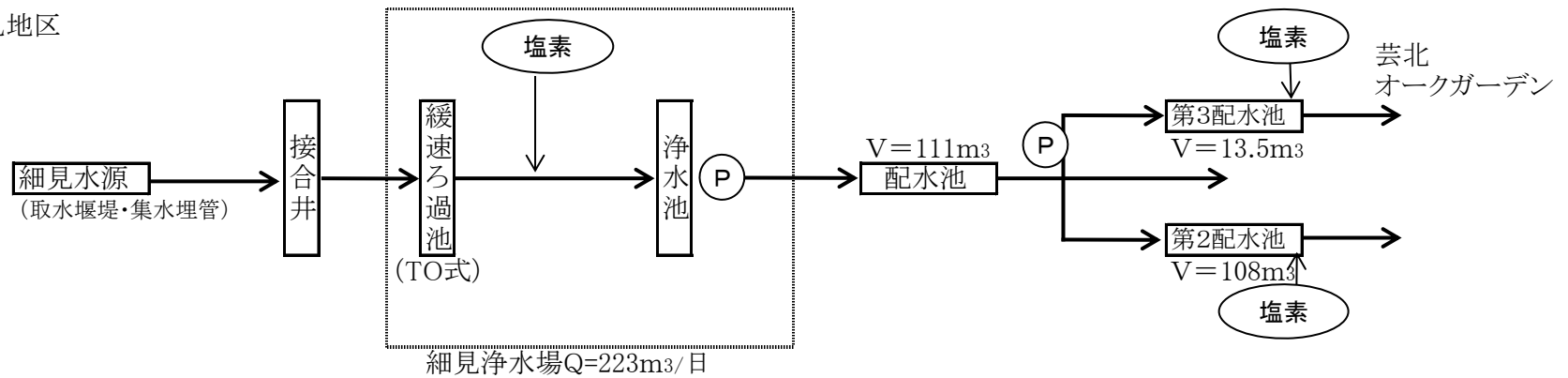
美和中央地区



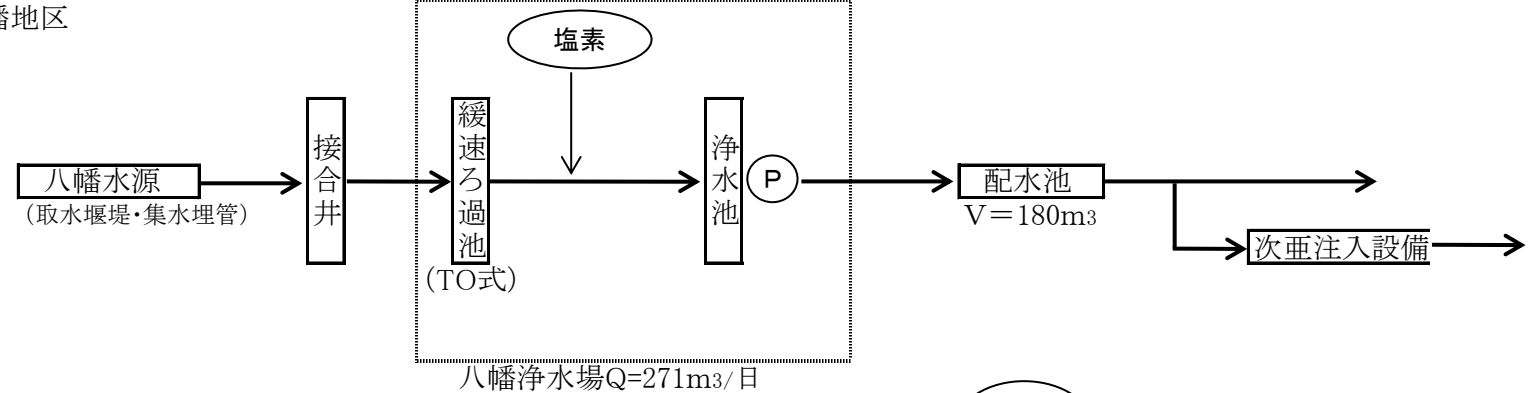
雄鹿原地区



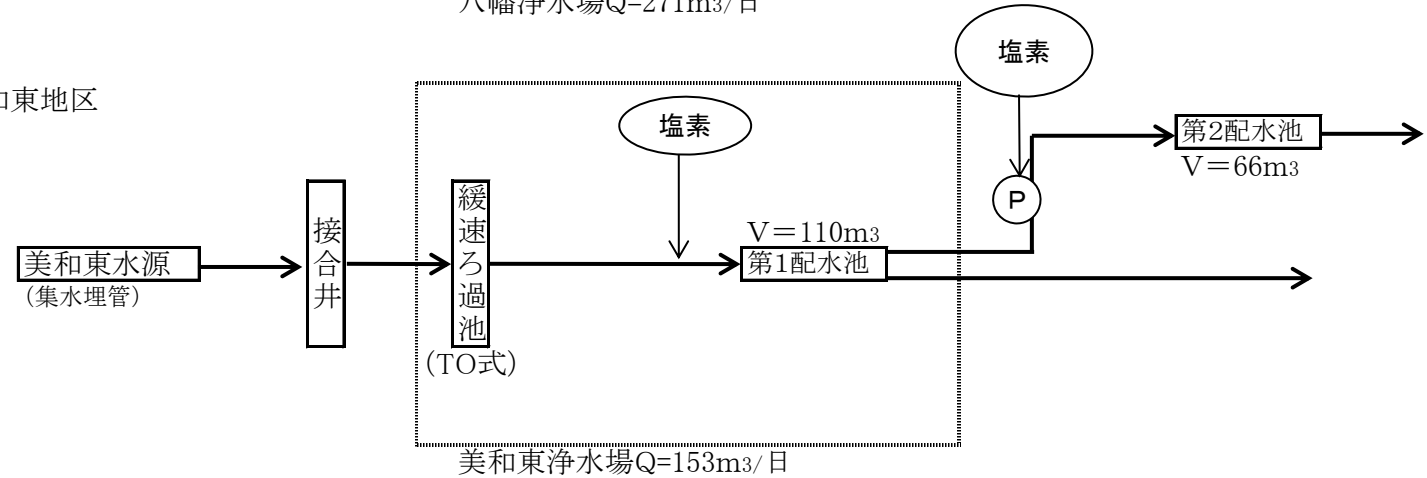
細見地区



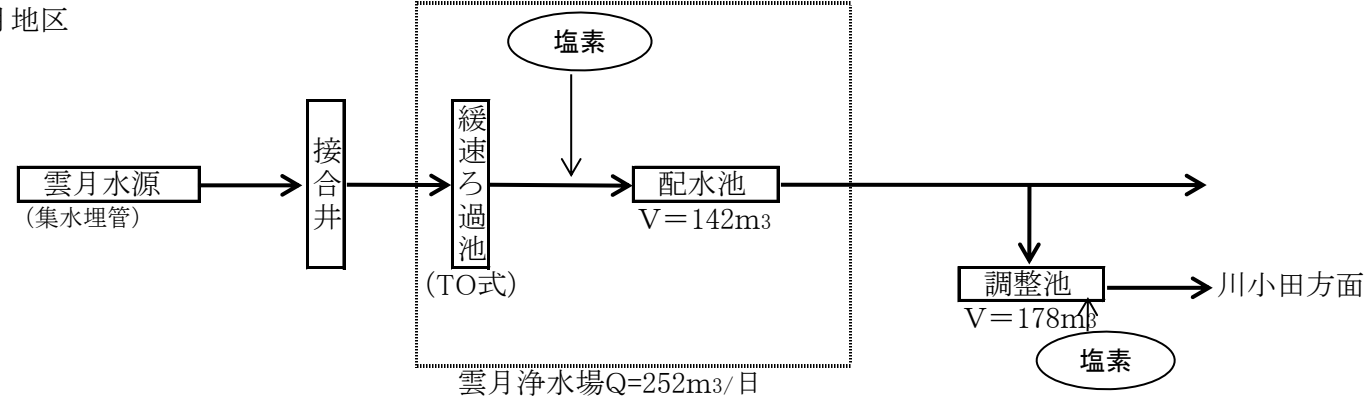
八幡地区



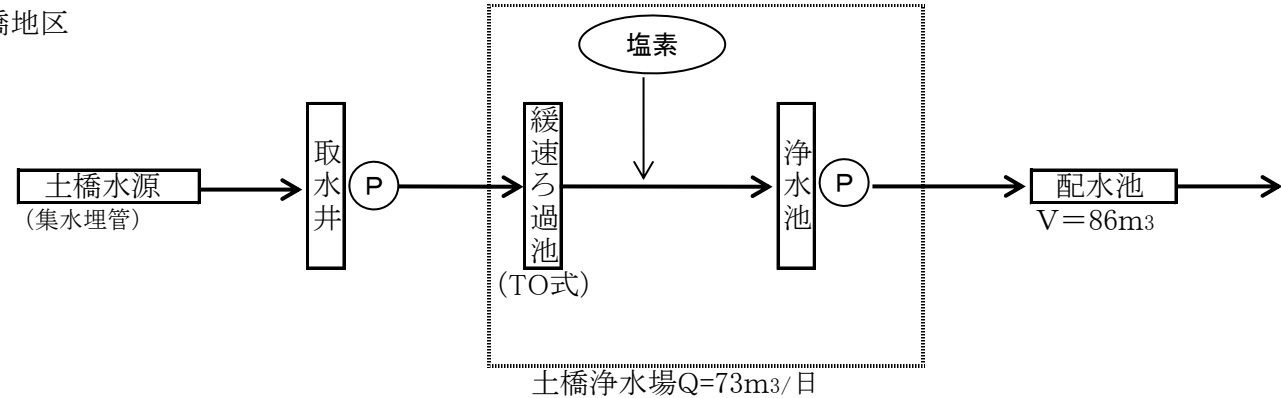
美和東地区



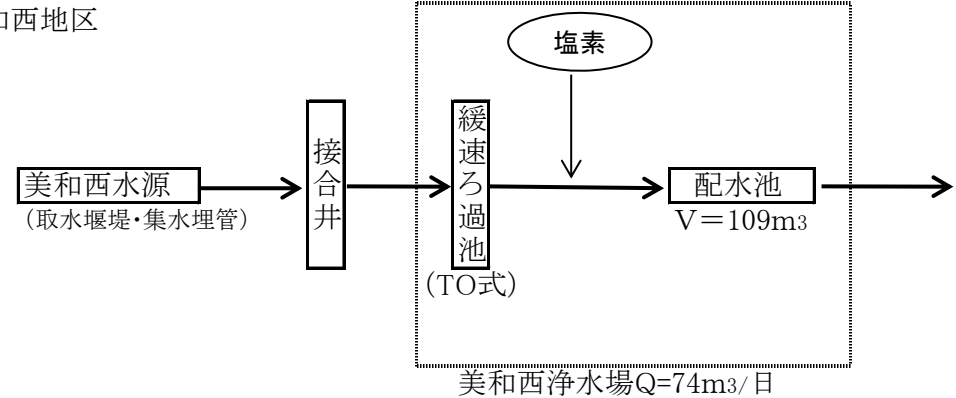
雲月地区



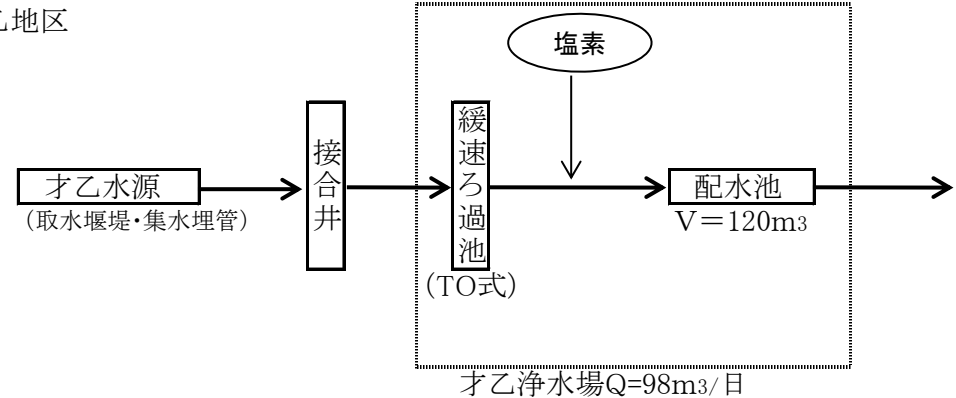
土橋地区



美和西地区

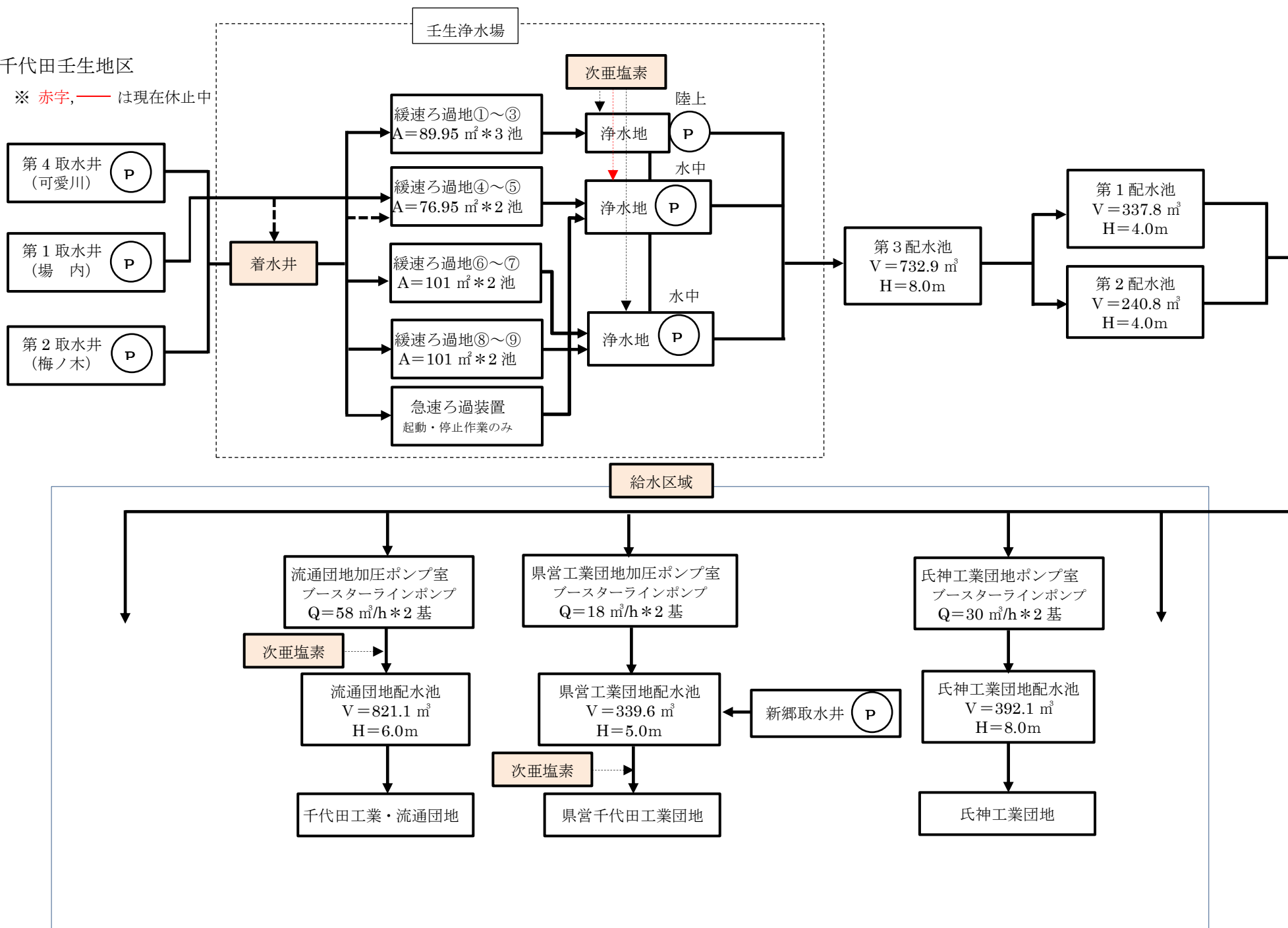


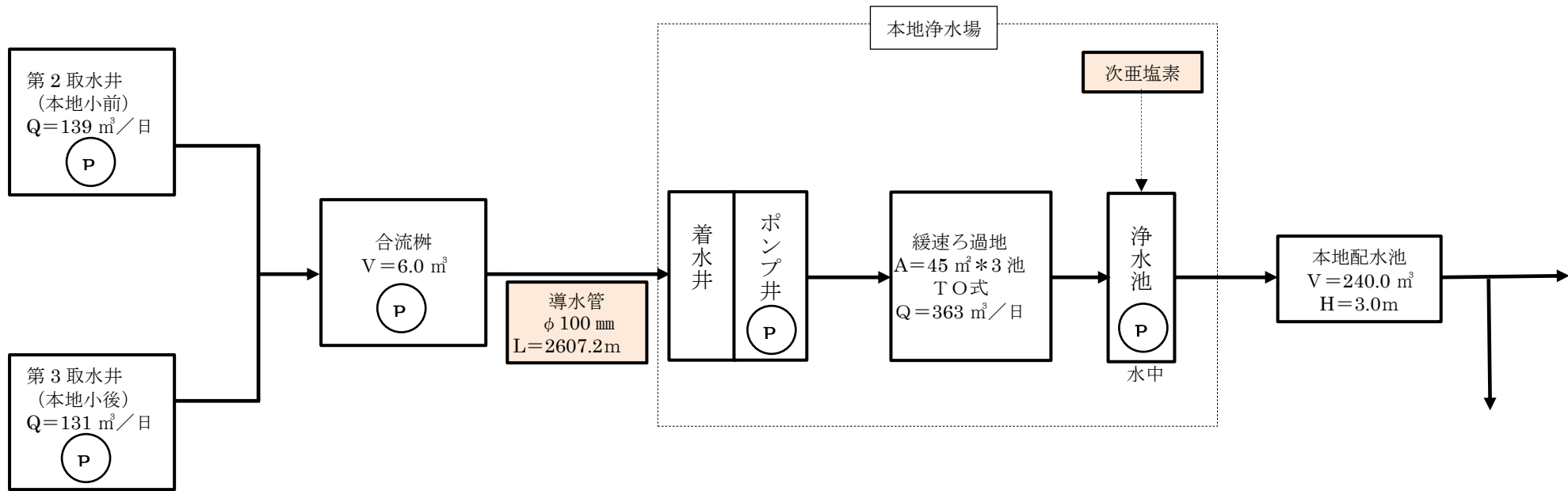
才乙地区



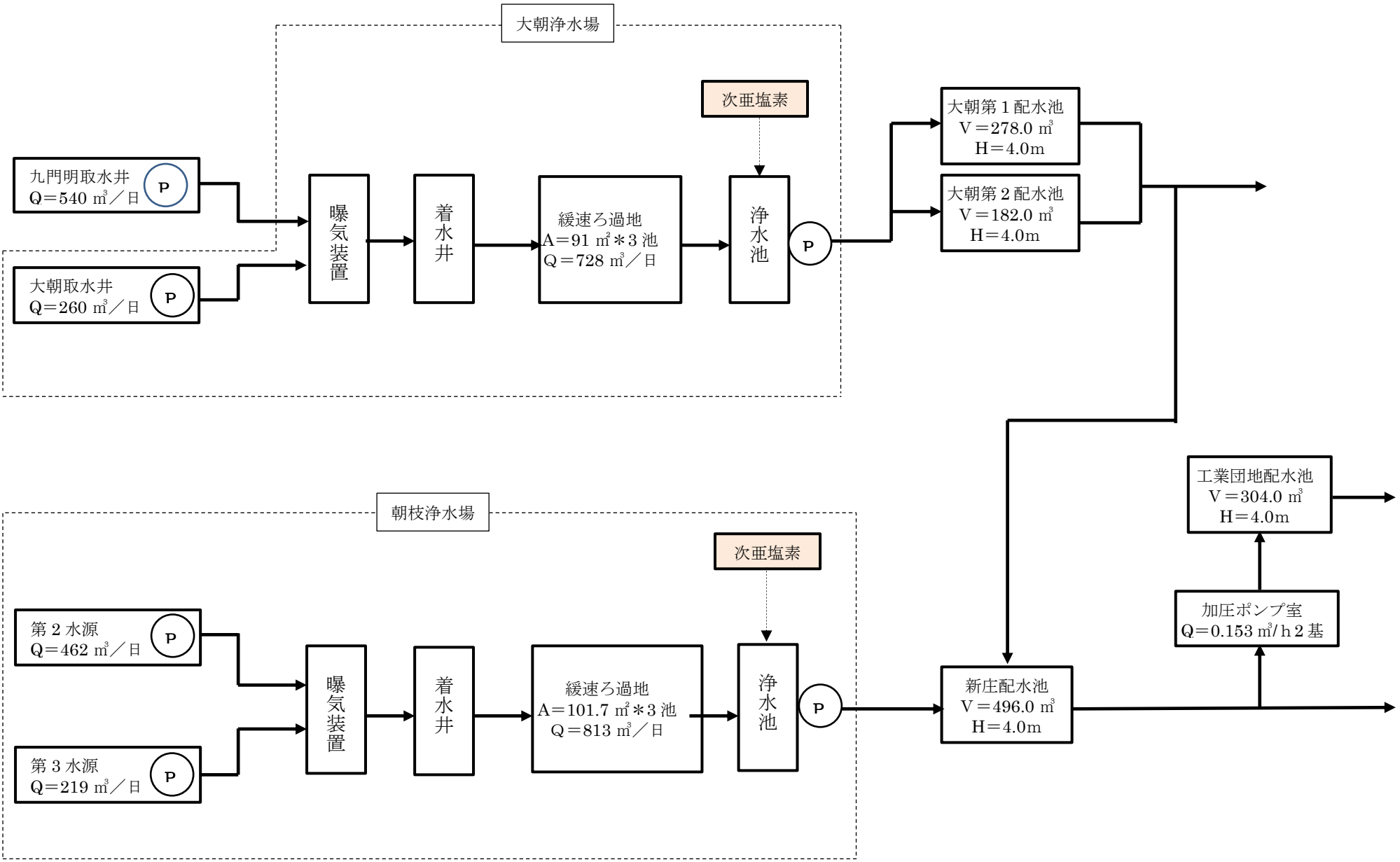
千代田壬生地区

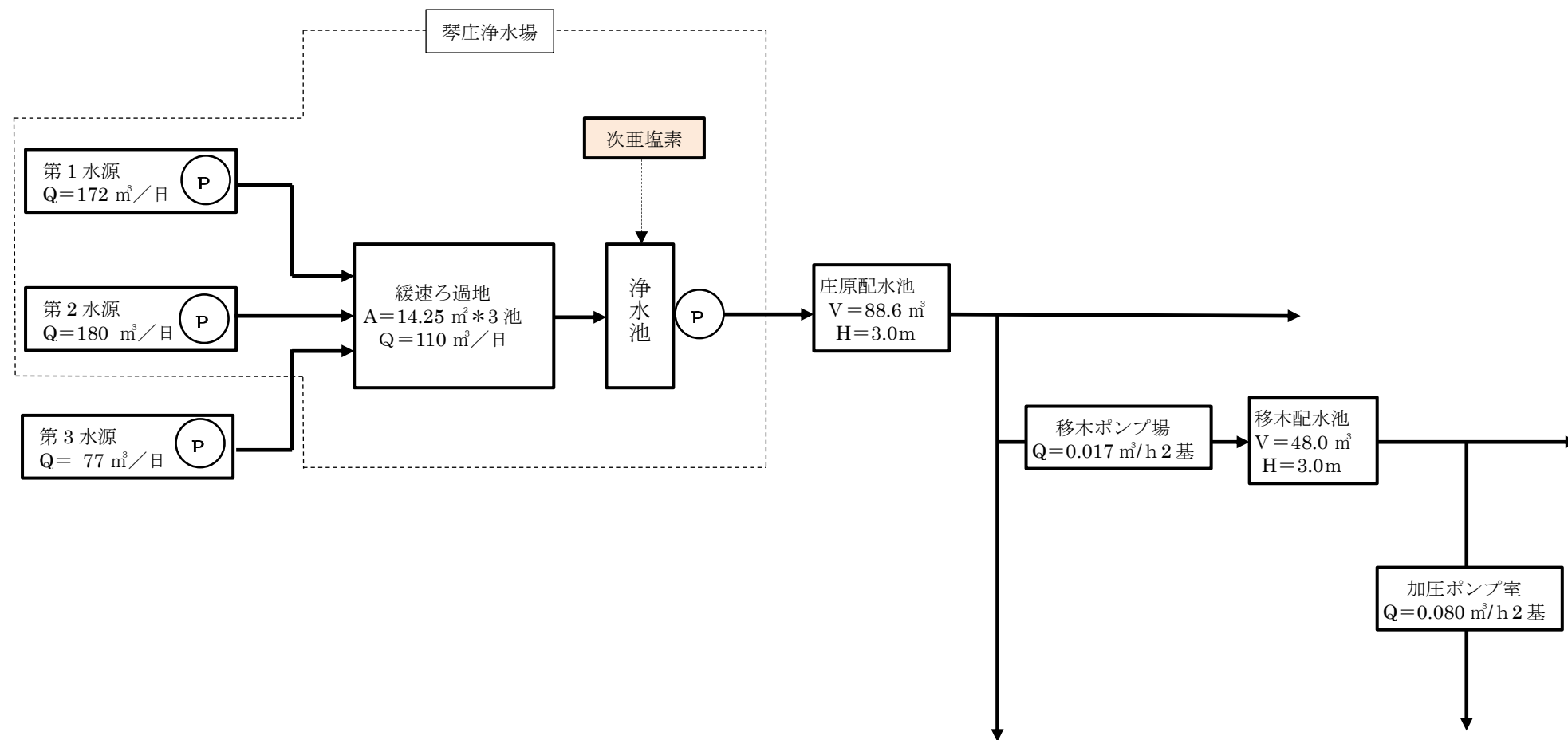
※ 赤字, — は現在休止中



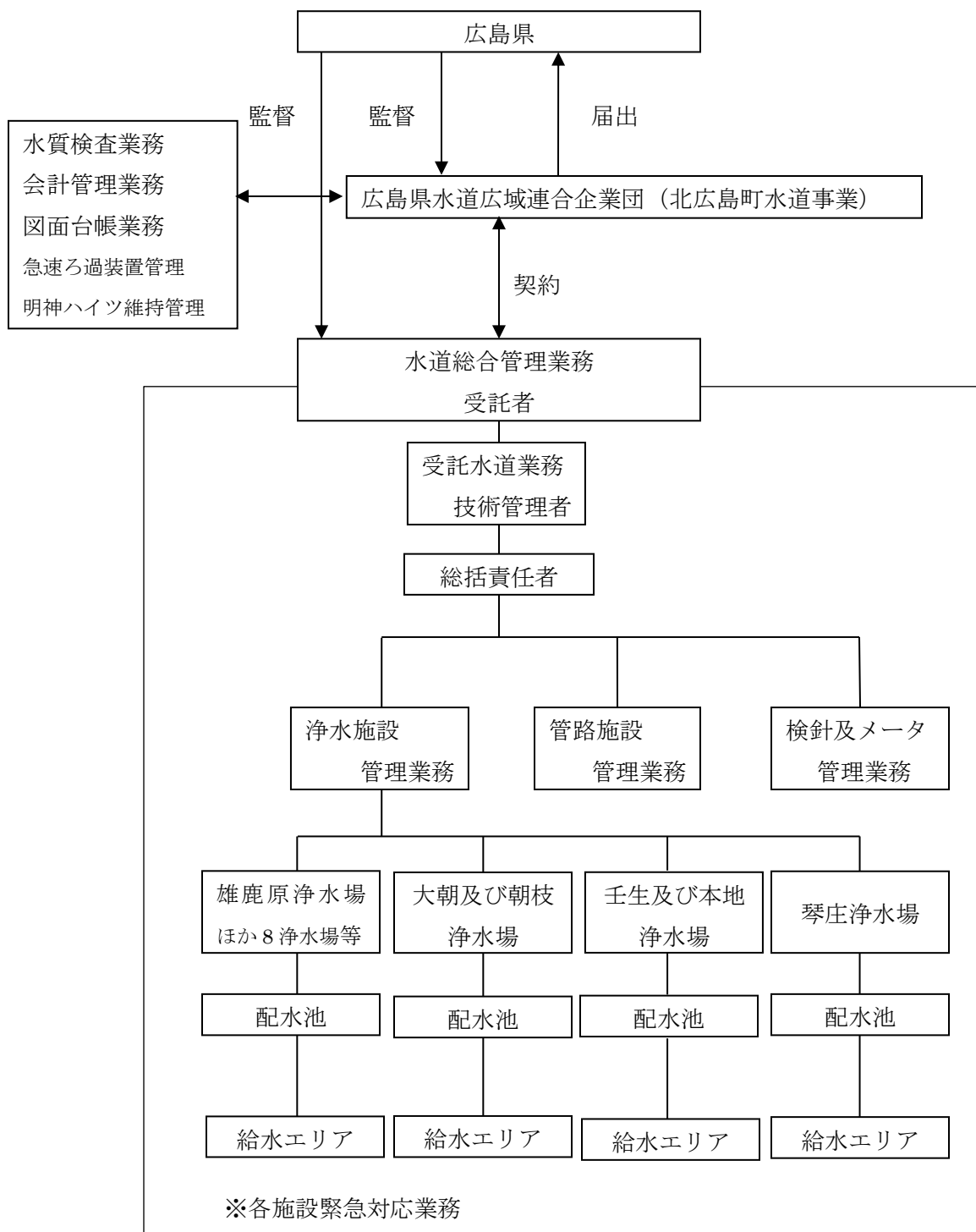


大朝地区





別紙 - 3 役割分担表



別紙－ 4

1. 業務対象施設

施設名	設備名	機器名
美和中央浄水場	取水設備	スーパースクリーン
	ろ過池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ
	配水池	—
	第二配水池	—

施設名	設備名	機器名
雄鹿原浄水場	取水設備	スクリーン
	ろ過池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
雄鹿原第二配水池	配水池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ

施設名	設備名	機器名
細見浄水場	取水設備	スーパースクリーン
	ろ過池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ
	浄水池	—
	送水設備	送水ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
細見第二配水池	配水池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ

施設名	設備名	機器名
細見加圧ポンプ場	加圧設備	加圧ポンプ

施設名	設備名	機器名
細見第三配水池	配水池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ

施設名	設備名	機器名
八幡浄水場	取水設備	スクリーン
	ろ過池	—
	浄水池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ
	送水設備	送水ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
八幡地区次亜注入設備	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ

施設名	設備名	機器名
美和東浄水場	取水設備	スクリーン
	ろ過池	
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ
	送水設備	送水ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
美和東加圧ポンプ場	加圧設備	加圧ポンプ
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ

施設名	設備名	機器名
美和東第二配水池	配水池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ

施設名	設備名	機器名
雲月浄水場	取水設備	スクリーン
	ろ過池	—
	滅菌設備	次亜塩素注入ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
雲月調整池	配水池	—
	滅菌設備	次亜塩素注入ポンプ

施設名	設備名	機器名
土橋浄水場	取水設備	スクリーン
		取水ポンプ
	ろ過池	—
	滅菌設備	次亜塩素注入ポンプ
	浄水池	—
	送水設備	送水ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
美和西浄水場	取水設備	スクリーン
	ろ過池	—
	滅菌設備	次亜塩素注入ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
才乙浄水場	取水設備	スクリーン
	ろ過池	—
	滅菌設備	次亜塩素注入ポンプ
	配水池	—

施設名	設備名	機器名
九門明水源	取水設備	水中ポンプ φ65-2台(1)
	受電・制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
大朝水源	取水設備	水中ポンプ φ50-2台(1)
	受電・制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
大朝浄水場	曝気装置	曝気用ブロー
	PH調整装置	苛性ソーダ注入ポンプ-2台(1)
	ろ過池 91m ² *3池	—
	浄水弁	エアーシリンダーバタフライバルブ
	滅菌設備	次亜塩素注入ポンプ-2台(1)
	送水設備	水中ポンプ φ80-2台(1)
	発電設備	パーケージ形自動起動発電機 35 KVA

施設名	設備名	機器名
朝枝第2水源	取水設備	水中ポンプ φ65-2台(1)
	受電・制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
朝枝第3水源	取水設備	水中ポンプ φ50-2台(1)
	受電・制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
朝枝浄水場	曝気装置	曝気用ブロー
	ろ過池 101.7m ² *3池	—
	浄水弁	エアーシリンダーバタフライバルブ
	滅菌設備	次亜塩素注入ポンプ-2台(1)
	送水設備	水中ポンプ φ80-2台(1)
	発電設備	パーケージ形自動起動発電機 72 KVA

施設名	設備名	機器名
大朝工業団地 加圧ポンプ所	加圧ポンプ	ブースターポンプ-2 台 (1)
	制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
新郷県営工業団地 第 3 取水源	取水設備	深井戸用水中ポンプ φ 65-1

施設名	設備名	機器名
壬生浄水場	取水設備 第1、第2 第4	水中ポンプ φ 100-2台, φ 125-2台 φ 125-2台
	ろ過池 89.95m ² *3池 76.95m ² *2池 101.25m ² *4池	—
	急速ろ過装置	凝集沈殿ろ過装置 500m ³ /日
	浄水弁	エアーシリンダーバルブ — 3 基
	消毒設備	次亜塩素素注入ポンプ-3台(1)
	送水設備	自吸式渦巻ポンプ φ 100-2台 水中ポンプ φ 80-3台
	発電設備	パッケージ形自動起動 発電機 40 KVA
	第 4 取水口逆洗設備	エアーコンプレッサー 34.9Kw 吐出圧力0.7Mpa

施設名	設備名	機器名
氏神工業団地 加圧ポンプ所	加圧ポンプ	ブースターポンプ-2台 (1)
	発電設備	パッケージ形自動起動 発電機 20 KVA
	制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
新郷県営工業団地 加圧ポンプ所	加圧ポンプ	ブースターポンプ-2 台 (1)
	発電設備	パッケージ形自動起動 発電機 20 KVA
	制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
新郷県営工業団地 配水池	配水池	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ-2 台(1)
	受電・制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
千代田工業・流通団地 加圧ポンプ所	加圧ポンプ	ブースターポンプ-2台 (1)
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ-2台(1)
	制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
本地第2取水源	取水設備	深井戸用水中ポンプ φ32-1
	測定設備	φ40 電磁流量計

施設名	設備名	機器名
本地第3取水源	取水設備	深井戸用水中ポンプ φ32-1
	測定設備	φ32 電磁流量計
	合流枳	—
	導水設備	水中ポンプ φ40-2台(1)
	受電・制御設備	自動運転制御盤

施設名	設備名	機器名
本地浄水場	着水・ポンプ井設備	水中ポンプ φ40-2台(1)
	ろ過池 45.05m ² *3池(1)	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ-2台(1)
	送水装置	水中ポンプ φ40-2台(1)

施設名	設備名	機器名
琴庄浄水場	着水・ポンプ井設備	水中ポンプ φ40-2台(1)
	ろ過池 45.05m ² *3池(1)	—
	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ-2台(1)
	送水装置	水中ポンプ φ40-2台(1)

施設名	設備名	機器名
移木送水ポンプ所	送水ポンプ	水中ポンプ φ32-2
	発電設備	パッケージ形自動起動 発電機 10 KVA

施設名	設備名	機器名
西ノ谷加圧ポンプ所	加圧ポンプ	水中ポンプ φ32-2
	発電設備	パッケージ形自動起動 発電機 10 KVA

2. 施設の所在地

施設名	住所
美和中央浄水場	北広島町高野赤八子
雄鹿原浄水場	北広島町雲耕鹿臥
雄鹿原第二配水池	北広島町宮地
細見浄水場	北広島町細見上杉
細見第二配水池	北広島町細見中杉
細見ポンプ場	北広島町細見野々谷
細見第三配水池	北広島町細見野々谷
八幡浄水場	北広島町東八幡原甲繫
八幡地区次亜注入設備	北広島町東八幡原
美和東浄水場	北広島町溝口出ヶ迫
美和東ポンプ場	北広島町溝口枕
美和東第二配水池	北広島町溝口
雲月浄水場	北広島町苅屋形水越
雲月調整池	北広島町川小田宮ノ谷
土橋浄水場	北広島町土橋大平山
美和西浄水場	北広島町大暮東小屋ヶ谷
才乙浄水場	北広島町才乙西山
九門明取水井	北広島町大朝川崎2831
大朝取水井	北広島町大朝亀尻2650-1
大朝浄水場	北広島町大朝亀尻2605-1
朝枝第2取水井	北広島町大朝朝枝1581
朝枝第3取水井	北広島町大朝朝枝1578
朝枝浄水場	北広島町大朝朝枝1579
大朝第1配水池	北広島町大朝千日3252
大朝第2配水池	北広島町大朝千日3252
新庄配水池	北広島町大朝泉水3860-7
大朝工業団地加圧ポンプ所	北広島町大朝大朝工業団地内
大朝工業団地配水池	北広島町大朝大朝工業団地内
壬生第1取水井	北広島町壬生沖久保1082-1
壬生第2取水井	北広島町壬生中川原1140-1
壬生第4取水井	北広島町壬生沖久保1082-1地先(上官橋上流50m)

新郷県営工業団地取水井	北広島町新郷県営工業団地内
壬生浄水場	北広島町壬生沖久保1082-1
壬生第1配水池	北広島町壬生笹位河内10606
壬生第2配水池	北広島町壬生笹位河内10606
壬生第3配水池	北広島町壬生笹位河内10606
氏神工業団地加圧ポンプ所	北広島町新氏神151-1
氏神工業団地配水池	北広島町新氏神工業団地内
新郷県営工業団地加圧ポンプ所	北広島町丁保余原
新郷県営工業団地配水池	北広島町新郷県営工業団地内
千代田工業・流通団地加圧ポンプ所	北広島町有田
千代田工業・流通団地配水池	北広島町新都千代田工業・流通団地内
本地第2取水井	北広島町本地2812-1
本地第3取水井	北広島町本地2828-2
本地浄水場	北広島町本地6037
本地配水池	北広島町本地13462
豊平第1取水井	北広島町戸谷中之河内甲1092-2
豊平第2取水井	北広島町戸谷中之河内甲1092-2
豊平第3取水井	北広島町戸谷中之河内甲1088-1
琴庄浄水場	北広島町戸谷中之河内甲1092-2
庄原配水池	北広島町都志見庄原甲99
移木送水ポンプ所	北広島町戸谷岩見迫644-1
移木配水池	北広島町戸谷岩見迫10542
西ノ谷加圧ポンプ所	北広島町戸谷西ノ谷763